税金特集 4

外国人に関する特殊規定

KPMG米国グローバルジャパニーズプラクティス
マネージングディレクター
須田洋平

米国連邦税法上、米国市民は常に居住者として課税されるのに対し、外国人は居住身分の判定をする必要があります。居住者か非居住者かによって使用する確定申告の様式や申告身分、さらには課税対象となる所得や控除なども異なります。また、居住者と非居住者の両方の居住者身分を年中に有する二重身分者となった場合には、それぞれの期間に対して異なった税法が適用されます。年によっては、通年居住者、非居住者、二重身分者のなかから最も条件の良い身分を選択することも可能であるため、外国人にとっては、税務上の居住身分を適確に把握することが大変重要となります。

▽居住者の判定基準

原則として、米国市民以外の外国人は次のａまたはｂによって米国居住者かどうかを判定します。

ａ　米国永住権（グリーンカード）保持者：グリーンカード保持者は米国滞在日数に関係なく居住者

ｂ　実質的滞在条件テスト：ビザを保持する外国人は、実際に米国に滞在する日数について実質的滞在条件テストを満たすと居住者（例外規定あり）

実質的滞在条件テストとは、対象の年の米国滞在日数が31日以上あり、その年の滞在日数、前年の滞在日数の３分の１、および前々年の滞在日数の６分の１の合計が１８３日以上あるかどうかで判定するものです。たとえば、２０２３年の８月１日から年末まで米国にいた方は２０２３年の米国滞在日数は１５３日のため、それだけをみると２０２３年は非居住者となりますが、その方が２０２２年と２０２１年にそれぞれ60日ずつ米国に滞在したとすると、１５３日＋20日（２０２２年：60日×３分の１）＋10日（２０２１年：60日×６分の１）＝１８３日となるため、８月１日から米国居住者、それまでは非居住者の二重身分者となります。米国から帰国した年も同様にこのテストで判定します。

次の表は居住身分によって適用される税法をまとめたものになります。

	通年居住者	二重身分	非居住者
申告身分	独身、特定世帯主、夫婦合算又は夫婦個別	独身、夫婦個別のみ	独身、夫婦個別のみ
課税対象所得	全世界所得	居住者期間と非居住者期間ごとに該当規則を適用	米国源泉所得のみ
概算額控除	控除可	対象外	対象外
項目別控除	全ての項目	居住者期間と非居住者期間ごとに該当規則を適用	制限あり（医療費、固定資産税、動産税は不可）
外国税額控除	控除可	居住者期間分は控除可	対象外

▽例外規定

実質的滞在条件を満たしていても、次の２つのいずれかにあてはまる場合は非居住者として扱うことができます。

ａ　特定のビザ保持者：Ａビザ（外交官）、Ｊビザ（教授、研修生、交換留学生）、Ｆビザ（学生）、Ｍビザ（専門学校学生）、Ｑビザ（国際文化交流訪問者ビザ）を保持している場合

ｂ　Closer Connection: 実質的滞在条件の日数計算上は居住者となる場合でも、対象となる年の米国滞在日数が１８３日未満であり、米国よりもむしろ外国との経済上、生活上の関係が深く、仕事や住居も１年を通じて米国外にあるという場合

▽居住者選択

実質的滞在テストでは居住者とならない場合でも、特殊な選択をすることによって居住者としての取り扱いを受けることができます。たとえば、扶養税額控除を確定申告で申請するためには、被扶養者が米国居住者である必要があり、米国に来た初年度は、実質的滞在条件を満たさない場合であっても次の４要件を満たせば居住者となる選択をすることができます。

①対象年の米国滞在日数が連続で31日以上あること

②米国滞在日数が、連続31日以上ある滞在期間の初日から12月31日までの合計日数の75％以上であること

③米国入国年の翌年に実質的滞在条件を満たして居住者となること

④米国入国年の前年度は通年居住者であること

既婚者の方は、夫婦合算申告をするためには夫婦が共に米国の通年居住者である必要があり、実質的滞在テストでは非居住者や二重身分者となってしまう場合でも、通年居住者を選択できる場合があります。通年居住者となると、実際に米国にいなかったときの所得も課税されてしまうという不利益もありますが、同額の課税所得に対して適用される税率が夫婦個別申告の場合よりも低くなるという利益を受けられます。配偶者間の所得水準に偏りがある場合は、通年居住者として夫婦合算申告を行うことが有利となる場合が多いので、ご自身の状況にあわせて居住者身分を選択するようにしましょう。

＊＊上記記事は、財務省通牒２３０号10・37条（ａ）（２）規定上の書面による税務アドバイスのための基準を満たすためのものではありません。また記事中の情報はすべて一般的なものであり、特定の個人もしくは事業体の状況への適用を意図したものではありません。現在施行されている税法に沿って書かれていますが、今後変更される可能性があるため、各個人は特定事項が発生した場合には、上記内容をそのまま適用するのではなく、実状に基づき専門家のアドバイスを受けるようにしてください。また記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもＫＰＭＧ ＬＬＰのものではありません。

多治比純子 × 中西聖嗣
デュオリサイタル開催
カーネギーホールで3月7日

「音楽や芸術の喜びを体験できる場所、音楽の演奏を通じて芸術的・知的な自分に出会うことができる場所」を提供するARTXUESTは３月７日（木）午後８時から、ヴァイオリンとピアノによるデュオリサイタルをカーネギー・ワイルリサイタルホールで開催する。

ヴィヴァルディやベートーヴェン、ラフマニノフといった各時代の名作曲家の名曲から、邦人作曲家の矢代秋雄のピアノソナタまで、幅広い世代と客層を対象としたプログラムを取り上げる。

ヴァイオリニストであり、ARTXUESTの代表でもある多治比純子は演奏家、教育者としての両面でニューヨークを中心に長く活動しており、２００７年にもカーネギーホールにて、ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブルとの共演でソリストを務めた経験を持つ。

ピアニストの中西聖嗣は２０２１年に京都大学大学院で化学の修士号を、また２０２２年にはニューヨーク州立大学で音楽修士号を取得した異色の経歴で、現在はイェール大学の医学大学院で研究者として勤務する傍ら、ピアニストとしても活動している。２０２１年に立ち上げ、代表を務める「N音楽企画」では京都を中心にさまざまな公演を企画しており、特に２０２３年度から新たに始まった新シリーズ、INTERSECTIONはいずれの公演も完売するなど、人気を博している。

前半では中西が矢代秋雄とベートーヴェンの２曲のピアノソナタを独奏する。矢代は、ベートーヴェンのピアノソナタを「ピアノソナタの理想像」と敬愛し、自身の作品の構造をベートーヴェンのそれと重ね合わせて、ピアノソナタを作曲した。１５０年ほどの時を隔てて作られた作品だが、矢代のソナタの主題の一部がベートーヴェンの音楽にも現れるなど、互いが共鳴しあっている。後半では、このような「主題の循環」という特徴を持つもう一つの名曲、フランクのヴァイオリンソナタに２人で取り組む。互いに演奏活動に留まらず、教育、学術、事業など、幅広い活動を長く続けてきた２人だからこそ実現した一夜限りの独創的なプログラムだ。

当日は午後８時開演、午後７時30分開場。チケットは40ドルと50ドル。電話212・247・7800または下記のウェブサイトから購入可能。

https://www.carnegiehall.org/Cart/Event-Seating?itemNumber=46845#/

ニューヨーク日系
ライオンズクラブ
メンバー募集中　ボランティア証明書発行可
ご不要のメガネ/サングラスはメガネリサイクル♻にご協力下さい
NYJALC - New York Japanese-American Lions Club
49 West 45 Street, 5th Floor, New York, NY 10036
www.nyjalc.org
info@nyjalc.org

印刷物、セールスプロモーション用品
のことなら何でもお問い合わせください
Kkobo INC kkobo.com・kkobo@me.com

オンタイム・リムジン
創業1990年、日本人経営の会社です。On-Time Limousine
13人乗り、25人乗り、38人乗り、56人乗り等、大型バン、大型バスの配車はお任せください。

E-mail: ontimelimo9@gmail.com
Tel: 914-418-4855 岩上まで
www.on-timelimo.com

リバーサイド健診センター
診療時間：月～金曜日　8:30am~5:00pm
土曜日　8:30am~1:00pm
海外旅行保険、Medicare 可
❖ 一般診療
内科、消化器科、小児科、カイロプラクティック
❖ 健康診断（検査終了後の同日コンサルテーション可）
胃・大腸内視鏡、超音波、胃バリウム検査等

霞 竜雄 M.D.

原田 義也 DC
Tel (201) 678-1900
401 Hackensack Ave., 5th Floor, Hackensack, NJ 07601 • Fax (201) 678-1920
リバーサイドスクウェアーモール西隣り、GWブリッジよりRt. 4-West で5分
www.myriverside.net

MAX JOB®
Executive Search
Professional Recruitment
駐在員の配偶者の方のお仕事探しもお任せください。
留学生OPTの方も卒業前から、お気軽にご相談ください。
corporate@maxjob.com・Phone: 212-949-6660
www.maxjob.com
MAX Consulting Group, Inc.　1991年創立の人材紹介会社
420 Lexington Avenue Suite1660, NYC（グランドセントラル駅構内よりアクセス）